



# 島根県報

令和4年3月15日（火）

号外第23号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 4

**告 示****島根県告示第174号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺3058番1地先から同2483番2地先まで	前	メートル 4.10～ 16.00	メートル 299.80	出雲県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 9.90～ 28.60	メートル 299.80		

## 島根県告示第175号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町福川582番4地先から同602番2地先まで	前	メートル 11.62～ 20.66	メートル 204.50	災害防除工事 拡幅
			後	13.12～ 32.05	204.50	
〃	〃	鹿足郡津和野町中座イ1161番2地先から同地先まで	前	7.35～ 8.67	14.60	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害復旧工事 拡幅
			後	14.23～ 20.85	14.60	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2035番32地先から同2036番7地先まで	前	22.96～ 114.52	140.59	道路改良工事 拡幅
			後	23.17～ 127.65	140.59	

## 島根県告示第176号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大野魚瀬恵曇線	松江市鹿島町古浦字濱601番116地先から同番75地先まで	メートル 561.00	令和4年 3月18日	松江市土整備事務所	
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町反辺3058番1地先から同2483番2地先まで	299.80	令和4年 3月15日	出雲県土整備事務所	

## 島根県告示第177号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町都万大南561番7地先から同町都万焼尾ヶ原859番1地先まで	メートル 163.61	令和4年 3月15日	隠岐支庁県土整備局	